

高齢者スキルアップ・就職促進事業に係る提案書技術審査委員会設置要綱

1 目的

高齢者スキルアップ・就職促進事業の総合評価落札方式を実施するに当たり、次のとおり「高齢者スキルアップ・就職促進事業に係る提案書技術審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、高齢者スキルアップ・就職促進事業に関し、応募者の提案を総合評価基準に照らし厳正かつ適正に審査・評価を行い、その結果を支出負担行為担当官に報告する。

2 委員会の構成

委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 外部有識者

委員 外部有識者

委員 静岡労働局内部職員

3 委員会の開催及び運営

委員会は静岡労働局職業安定部職業対策課長が招集及び開催する。

なお、委員会の庶務は、職業安定部職業対策課が処理する。

4 設置期間

平成30年2月1日から開札時まで（予定）

5 その他

この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委員長の決定により処理するものとする